

広島県告示第五百六十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

令和四年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

被聴聞者の住所及び氏名		聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
住 所	氏 名			
広島市中区舟入 南一丁目一〇番 二〇号	株式会社富士ハ ウス広島 代表者 大谷 スミエ	令和四年八月 一日（月） 午前一〇時から 午前一〇時三〇 分	広島市中区基町 一〇番五二号 広島県庁舎本館 地下一階第二入 札室	法第六十五条第 一項の規定に該 当する。